

2026年度 大分市市民活動等保険

大分市市民活動等保険制度は、市民の皆様が市の行事等への参加中または地域・社会への社会奉仕活動中に事故にあわれた場合、保険金が給付される制度で、市民参加のまちづくり運動を支援するものです。（保険料は市が負担します。）

○保険の対象者・対象範囲

次の①の活動を運営、もしくは参加される方、または②の活動を行う方を対象とします。

① 市民活動

市が主催または共催する行事、催物、運動に関する日帰りの活動のうち、活動者に対する報酬（交通費などの実費支給は除く。）を伴わない次に掲げる活動をいいます。

- (ア) スポーツ活動
- (イ) 社会教育および文化活動
- (ウ) 社会福祉活動
- (エ) 啓発およびイベント活動
- (オ) (ア)～(エ)に類する活動

② 社会奉仕活動

市民により構成される団体等が、自ら利益を目的とせず、無報酬で労力を提供する活動のうち、次に掲げる日帰りの活動をいいます。

- (ア) 道路、河川、公園、学校、社会福祉施設、その他公共施設または公共的施設の環境整備活動
- (イ) 防火、防災、防犯、交通安全、公衆衛生および、青少年愛護のための活動
- (ウ) 高齢者、障がい者、その他の社会的弱者に対する看護、擁護、更生等の活動
- (エ) 市の事業に協力する活動
- (オ) (ア)～(エ)に類する活動

<②社会奉仕活動 次のような活動は対象となりません>

- 運営に関する活動（会議など）
- 団体メンバーのみの活動や趣味的な活動（施設訪問演奏ボランティアの練習など）
- 運動を伴う活動（運動会、ゲートボール大会など）
- 市主催・共催以外のイベント行事（敬老会、盆踊り、お楽しみ会など）
- 報酬を伴う活動（廃品回収など）
- 事業者等が役職や業務の一環として行う清掃活動（業務命令に該当するため）
- 学校や保護者等が行う清掃活動（学校行事に該当するため）

○補償内容

傷 害 保 険		
保険金の種類	傷害の内容	保険金額
死亡保険金	傷害事故を直接の原因として 当該事故の日を含めて 180日以内に死亡した時	500万円
後遺障害保険金	傷害事故を直接の原因として 当該事故の日を含めて 180日以内に後遺障害が生じた時	15万円～500万円
入院保険金 通院保険金	傷害事故を直接の原因として 入院または通院をして 医師による治療を受けた時 （当該事故の日を含めて、180日以内に限ります。ただし、 通院日数は180日以内の間で90日が限度となります。）	1日につき 入院 3,000円 通院 1,500円

賠 償 責 任 保 険 ※免責金額(自己負担):5,000円

保険金の種類	傷害の内容	保険金額(上限)
身体賠償	他人の身体に傷害を与えたとき	1事故につき 1億5,000万円
財物賠償	他人の財物に損害を与えたとき	1事故につき 1億5,000万円
保管物賠償	他人からの預かり品や管理物に 損害を与えたとき	1事故につき 300万円

○補償期間

2026年4月1日午後4時から2027年4月1日午後4時まで

○登録申込手続き

保険適用を受けるには、活動日の前日までに登録する必要があります。

【提出物】登録票 ※市ホームページよりダウンロード願います。

【提出先】大分市 市民協働推進課（大分市役所本庁舎2階）

電話：097-537-7251 メール：siminkyodo3@city.oita.jp

※年度ごとに登録する必要があります。

※自治会（子ども会・老人会・婦人会を含む）等で社会奉仕活動に該当する活動を行っている団体や、社会福祉協議会に登録しているボランティアグループ等が登録可能です。

○事故発生時の手続き

万一事故がおきた場合、すみやかに以下担当までご連絡ください。

担当(保険の登録申込先)	連絡先(電話)	
市民協働推進課	平日(※)	097-537-7251(直通)
登録申込担当課 (市民協働推進課以外)	保険の登録申込担当課へ直接ご連絡ください	

※土曜・日曜・祝日・年末年始で市役所が閉庁日の場合は対応ができませんので、平日にお問い合わせください。

その後、事故発生から30日以内に、以下(1)(2)(3)の報告書類を提出してください。本保険制度の要件を満たしている場合に、保険が適用されます。

なお、賠償責任保険の場合は、内容により、併せて(4)(5)の資料等が必要となります。

報告書類

- (1) 事故報告書(様式) ※市ホームページよりダウンロード願います。
- (2) 活動参加者名簿
- (3) 計画書(案内文書など、活動日と活動内容を事前に計画していたことが確認できるもの)
- (4) 見積書もしくは診断書など
- (5) 写真 ①財物等の場合は破損個所の写真を数枚

②自動車の場合は、上記①とナンバープレートが写った写真

※事故内容により、団体規約や見取図など、その他追加書類を求める場合があります。

◎【注意】

事前に計画されていない突発的な活動や、お一人での活動は原則保険の対象となりません。

必ず事前に以下2点を整えて活動を行ってください。

① 活動参加者名簿

② 計画書(案内文書など、活動日と活動内容の確認ができるもの)

◎ 登録をいただいても、活動内容や事故の状況によっては、保険の対象とならない場合があります。

◎ 事故発生時に事故の発生状況等について本人以外の第三者による証明ができる場合のみ保険適用の対象となります。

○保険対象となる事故事例

◎ 傷害事故

活動中に本人がケガをした場合

《例》

- (1) 清掃活動中に転んでケガをした。
- (2) ボランティア活動に向かう途中、交通事故にあった。

◎ 賠償事故

活動中に他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったりした場合

《例》

- (1) 草刈機で石をはねてしまい、走行している車を傷つけた。
- (2) 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。

◎ 行事会場・活動場所と自宅との往復途上の事故も、通常の往復路であれば、対象とします。

○保険対象とならない場合

◎ 傷害事故

- (1) 活動中の故意によるもの
- (2) 地震、噴火、洪水、津波等の天災によるもの
- (3) 法令・条例の規定による災害補償が適用されるもの
- (4) 活動者の無資格運転や飲酒運転によるもの
- (5) 脳疾患、疾病又は心神喪失によるもの

◎ 賠償事故

- (1) 活動者の故意によるもの
《例》駐車している車や建物の周りで注意を払わずに草刈機を使用し、飛び石でガラスを破損したなど。
- (2) 地震、噴火、洪水、津波等の天災によるもの
- (3) 自動車(原動機付自転車を含む)による事故(※)

◎ ※自動車(原動機付自転車を含む)による事故は、活動者自身のケガのみが対象となります。
対人・対物事故等の賠償責任については、自動車保険が適用されるため、対象となりません。

◎ 防災訓練等の防火、防災、防犯の予防活動は対象となりますが、災害時の出動等は対象になりません。